

令和5年度 地域再生マネージャー事業（まちなか再生事業実施要綱）

（趣旨）

第1条 この要綱は、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）が、市町村等のまちなか再生を目的とする取組みの推進に資するため、まちなか再生支援事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり必要な事項を定める。

（事業の目的）

第2条 本事業は、市町村等が、まちなかにおいて生じている居住者・来訪者の減少、空き家・空き店舗の増加、賑わいの喪失、街としての魅力・求心力の低下等の課題に取り組むため、具体的かつ実務的ノウハウを有する専門家（以下「まちなか再生専門家」という。）又はまちなか再生専門家が属する法人に業務の委託をする費用の一部を財団が助成することにより、民間能力を活用してまちなかの都市機能等の維持・拡大を総合的な側面から促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりが進められることを目的とする。

（助成対象団体）

第3条 本事業の対象となる団体は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）
- (2) 複数の市町村が共同で事業を実施する場合は、当該事業を代表する団体（広域連合等地方自治法に基づく団体が実施する場合にあっては当該団体）

（助成対象区域）

第4条 本事業は、市町村等において、一定程度の定住人口が集積し生活に必要な各種機能を有する区域であり、市町村等が生活拠点及び交流拠点として重点的に整備を図ることが相当であると認める区域（以下「まちなか」という。）を助成対象区域とする。

（定義）

第5条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちなか再生 まちなかの維持保全・環境改善・施設整備、インバウンド需要の活用を含む地域資源のプロモーション、それらの担い手たるコミュニティの再生・人材の育成・組織の設立に向けた活動等を行うことにより、まちなかにおける生活及び交流拠点としての都市機能等の維持・拡大を図ることをいう。
- (2) まちなか再生事業 市町村等が主体となって、まちなか再生を目的に実施する事業をいう。
- (3) まちなか再生専門家チーム まちなか再生事業を支援するために組成されたまちなか再生専門家を含む組織をいう。
- (4) まちなか再生プロデューサー 市町村等から委託されたまちなか再生事業の業務を、責任を持って遂行し、まちなか再生事業全体の総合的な企画、調整、統制等を行う者

又はまちなか再生専門家チームに属するまちなか再生専門家のうち、当該チームの中心となる専門家をいう。

- (5) アドバイザリーボード まちなか再生事業に関して、専門的立場から助言を行うために財団が設置した会議体をいう。

(助成対象業務)

第6条 助成金の交付を受けることができる業務(以下「助成対象業務」という。)は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 第3条に規定する団体が、まちなか再生事業の推進を目的として、まちなか再生プロデューサー又はまちなか再生プロデューサーが所属(委嘱される場合を含む。)する法人と業務の委託契約(以下「契約」という。)を締結するものであること。
- (2) まちなか再生の観点から、事業実施に係る実質的成果が期待できるものであること。
- (3) 市町村等と、まちなか再生専門家チームとの連携を円滑に行う体制の整備等効果的に実施される仕組みを有するものであること。
- (4) 市町村等が、継続的なまちなか再生を推進するために行うものであること。
- (5) 他の市町村におけるまちなか再生のモデルとなり得るものであること。
- (6) 助成対象業務に係る助成金等を国、独立行政法人、他の公益法人等から受けないものであること。
- (7) 助成対象業務の目的や内容が「地方創生」に資するものであること。

(助成対象期間)

第7条 助成金交付の対象期間(次条において「助成対象期間」という。)は、令和5年4月1日から令和6年2月20日までの間とする。

(助成金額等)

第8条 助成金の交付額は、それぞれ各号に掲げるものとする。

(1) 第3条第1号に規定する団体に交付する助成金の額は、助成対象経費の3分の2以内とし、1事業当たり700万円を限度とする。

(2) 第3条第2号に規定する団体に交付する助成金の額は、助成対象経費の3分の2以内とし、1事業当たり1,000万円を限度とする。

2 第6条第1号に規定する契約に係る経費のうち、助成の対象となる経費は、助成対象期間内の人件費、旅費、社会保険料、一般管理費、物件費、事務所賃借料その他助成対象業務を履行するために必要となる経費(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

3 前項に規定する助成対象業務を履行するために必要となる経費には、成功報酬は含まない。

4 第1項の助成金の交付額には、1,000円未満の端数は切り捨てる。

(助成金交付申請等)

第9条 助成金の交付の申請をしようとする市町村等は、次に掲げる書類を直接財団に提出するものとする。

- (1) 地域再生マネージャー事業(まちなか再生事業) 交付申請書(様式第1号)

- (2) 地域再生マネージャー事業（まちなか再生事業）調書（様式第2号）
 - (3) まちなか再生の対象となる区域の図面
 - (4) その他参考となる資料
- 2 第3条第2号に規定する団体は、前項に掲げる書類に加え、次の各号に掲げる書類を、直接財団に提出するものとする。ただし、広域連合等地方自治法に基づく団体が実施する場合にあっては、当該団体の規約を提出することで省略できるものとする。
- (1) 地域再生マネージャー事業（まちなか再生事業）代表申請書（様式第3号）
 - (2) 地域再生マネージャー事業（まちなか再生事業）実施同意書（様式第4号）
- 3 前2項の規定による書類の提出を行った市町村等（以下「申請団体」という。）は、速やかに、その旨を都道府県に報告するものとする。
- 4 申請期間は、令和4年11月1日から令和4年12月12日までとする。
- 5 財団は、必要がある場合には、前項の提出期限後にこの事業の追加募集を行うことができる。

（申請内容の調査及び検討）

- 第10条** 財団は、前条第1項または同条第2項の規定による書類の提出があったときは、申請内容の調査及び検討を行う。この場合において、財団は、必要があると認めるときは、申請団体及びまちなか再生プロデューサー候補者を含む関係者に説明を求めることができる。
- 2 財団は、前項の調査及び検討を行うに際し、必要があると認めるときは、アドバイザーボードに意見を求めることができる。

（審査結果の通知）

- 第11条** 財団は、前条の調査及び検討の結果をもとに、助成金の交付先として採択するか否かを審査し、その結果を申請団体及び都道府県に通知する。

（助成金交付決定）

- 第12条** 前条の規定による通知において助成金の交付先として採択された申請団体（以下「採択団体」という。）は、第6条第1号に規定する相手方との契約の内容が合意に至ったときは、次に掲げる書類を直接財団に提出することとし、財団はその内容が適当と認められた場合は、助成金の交付を決定する。
- (1) 業務委託契約書案（以下「契約書案」という。）
 - (2) 前号の契約書案に係る仕様書等の写し
 - (3) その他当該契約締結に当たり必要なもの
- 2 財団は、前項の助成金の交付を決定したときは、直接採択団体に通知し、併せて、交付決定をした採択市団体を都道府県に通知する。
- 3 前項の通知を受けた採択団体（以下「助成団体」という。）は、第6条第1号に規定する相手方との契約の締結後、速やかに、その契約書の写し（以下「契約書写」という。）を直接財団に提出するものとする。
- 4 前項の契約については、第1項第1号に掲げる契約書案と異なる内容のものとするとは認めない。ただし、契約書案の内容に形式的な瑕疵がある場合その他軽微な変更を

行う必要がある場合で、事前に財団の承認を受けたときは、この限りでない。

(助成対象業務開始におけるアドバイザーボードからの助言)

- 第13条** 財団は、必要に応じて、助成対象業務の開始時にアドバイザーボードの協力を得て、会議を開催し、採択団体が実施する助成対象業務に対する助言を行う。
- 2 財団は、前項の会議を開催するに当たり、採択団体及びまちなか再生プロデューサーに対して、その出席を要請し、助成対象業務の実施計画及び実施内容に関する説明を求める。
 - 3 財団は、第1項の会議を開催するに当たり、採択団体と協議を行う。

(財団への協力等)

- 第14条** 財団は、助成対象業務の実施及びその検証にあたり、必要に応じて、助成団体及びまちなか再生プロデューサーに対し情報の提供を求めることができるものとし、助成団体はこれに協力するものとする。
- 2 財団は、助成対象業務の実施に当たり、助成団体（第3条2号に該当する場合にあっては、共同で事業を実施するすべての市町村）とまちなか再生プロデューサーの会議等に参加することができる。

(現地会議におけるアドバイザーボードからの助言)

- 第15条** 財団は、財団が必要と認める時期にアドバイザーボードの協力を得て、原則として現地で会議を開催し、助成団体の実施する助成対象業務に対する助言を行う。
- 2 財団は、前項の会議を開催するに当たり、助成団体及びまちなか再生プロデューサーに対して、その出席を要請し、助成対象業務の進捗状況及び実施内容に関する説明を求める。
 - 3 財団は、第1項の会議を開催するに当たり、助成団体と協議を行う。
 - 4 財団が特に必要と認めた場合には、アドバイザーボードの協力を得て、第1項の会議の後に、現地において助言を行うことができる。

(実績報告会におけるアドバイザーボードからの助言)

- 第16条** 財団は、助成対象期間終了前にアドバイザーボードの協力を得て、東京都内（予定）で実績報告会を開催し、全ての助成団体が実施した助成対象業務に対する助言を行う。
- 2 財団は、前項の実績報告会を開催するに当たり、助成団体及びまちなか再生プロデューサーに対してその出席を要請し、助成対象業務の実績及び成果について報告を求める。
 - 3 財団は、第1項の実績報告会を開催するに当たり、助成団体と協議を行う。

(まちなか再生プロデューサーからの完了報告)

- 第17条** 助成対象業務が完了したとき、当該業務に係るまちなか再生プロデューサーは、直ちに、助成団体に地域再生マネージャー事業（まちなか再生事業）完了報告書（様式第5号）を提出し、助成対象業務の完了報告を行うものとする。

(事業実績報告及び助成金の交付請求)

第18条 助成団体は、前条の地域再生マネージャー事業（まちなか再生事業）完了報告書の提出があったときは、これを確認した後、次に掲げる書類を財団に直接提出し、助成対象業務の実績報告及び助成金の交付請求を行うものとする。

- (1) 地域再生マネージャー事業（まちなか再生事業）実績報告書(様式第6号)
- (2) 地域再生マネージャー事業（まちなか再生事業）完了確認調書(様式第7号)
- (3) 地域再生マネージャー事業（まちなか再生事業）交付請求書(様式第8号)
- (4) 地域再生マネージャー事業（まちなか再生事業）完了報告書(様式第5号)の写し
- (5) その他事業の成果を説明できる資料

2 前項各号に掲げる書類の提出期限は、令和6年3月1日とする。

(助成金の交付)

第19条 財団は、前条の書類の提出があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、令和6年3月31日までに、助成金を交付する。

(助成金交付決定の取消し)

第20条 財団は、次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定を取り消す。

- (1) 第12条第1項第1号に掲げる契約書案と同条第3項の規定により財団に提出する契約書写の内容が異なったとき（同条第4項ただし書の規定により財団から承認を受けた場合を除く。）。
- (2) 仕様書等に記載された成果を挙げることが困難となったとき。
- (3) 第6条第1号に規定する相手方との契約が違法な手段により締結されたとき。
- (4) 助成団体が第6条第1号に規定する相手方と契約を締結できなかったとき、又は契約を解除したとき。
- (5) 財団から交付された助成金が、目的以外の用途に使用されたとき。
- (6) 第18条第1項各号に掲げる書類が同条第2項の提出期限までに提出されなかったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、助成金の交付を行うことが、社会通念に照らして適当でないと認められるとき。

2 前項の場合において、前条の規定により既に助成金が交付されているときは、当該助成団体は、これを返還しなければならない。

(成果物の提出)

第21条 助成団体は、助成対象業務の成果物の提出を受けたときは、速やかに当該成果物又はその写しを財団に直接提出するものとする。

(継続性の確認)

第22条 助成団体は、助成対象業務終了以後の課題について財団が必要と認めた期間において財団が指示する方法により経過報告を行うものとする。

(情報公開)

第23条 財団は、助成金の交付決定後に、助成団体（第3条2号に該当する場合にあっては、共同で事業を実施するすべての市町村）名、まちなか再生プロデューサーの名称、助成対象業務の概要その他の内容を公表することができる。

2 助成団体は、財団が運営するホームページ等に対する情報提供に協力するものとする。

(法令遵守)

第24条 助成団体は、法令等を遵守し、誠実にこの事業に係る事務を行うものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。